

「マレーシア:中銀による外為管理規制緩和について」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2008年5月28日、マレーシア中央銀行は、居住企業による外貨建借入れ規制の自由化、居住者・非居住者間のリンギット建借入れの自由化を発表した。これは居住企業の事業コスト低減、資金調達
の円滑化促進によるマレーシアの国際競争力強化が狙い。

通達(KLEEC.100/6/2008/2 [b])では、①居住者による借入れ、貸し出し規制の自由化、②信用供与
(credit facilities)の定義の再分類、③マレーシア居住者による会社形態別の外貨建借入れと、外貨資
産投資に関する規制の明確化について記載されている。

- * 外貨資産投資には「非居住者への貸し出し」、「国内、海外での外貨資金の保有」、「国内銀行、
インターナショナル・イスラム銀行、他の Controller の許可を得た居住者によって販売された外貨
建の商品購入」を含む。

本稿では、特に重要である①の居住者による借入れ、貸し出し規制の自由化について記載する。

* 本通達の詳細は、次のマレーシア中銀行のサイトより、リファレンス番号「KLEEC.100/6/2008/2 (b)」の「List of Circulars
on Foreign Exchange Administration」をご参照。

http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=190&pg=542&ac=24&tpl_id=181

1. マレーシア居住企業による外貨建借入れ

(1) マレーシア居住企業は、以下の企業からの外貨建借入れを金額に制限無く、自由に行うこと
ができる。

① 非居住者、非銀行である親会社

- * ここでいう「非居住者、非銀行である親会社」とは、銀行ではなく、また銀行・証券会社によって所
有されているインベストメントホールディングス会社ではない会社であり、加えて、非居住企業で
50%以上居住企業の株式を保有している、または、居住企業の最終非居住親会社を指す。

② マレーシア内のグループ企業(従前は、いかなる金額でも許可が必要であった)

- * ここでいう「グループ企業」とは、マレーシア内の親会社・子会社の関係である企業グループ。親
会社とは、別の会社(子会社など)の株式を50%以上所有している会社のこと。

③ 国内銀行(Licensed onshore Bank)とインターナショナル・イスラム銀行

- (2) マレーシア居住企業は、資本財について非居住納入業者からの外貨建てサプライヤーズ・クレジットを、金額に制限なく自由に受けることができる。
- (3) マレーシア居住企業、個人の居住者は現状の認可済の外貨建借入残高(元本+利息)について、自由にリファイナンスすることができる。
- * マレーシア居住企業に対する、「グループ企業単位で合計1億リンギットを上限とする外貨建借入れ制限」、「個人居住者の1,000万リンギットを上限とする借入金額制限」は、今後上記のファイナンス活動には適用されない。

2. マレーシア居住企業の非居住者からのリンギット建の借入れ

- (1) マレーシア居住企業は以下の目的のため、非居住者からのリンギット借入れ、並びに償還条件付優先株、または Loan Stock の非居住者引受によるリンギット資金調達を認める。
- ① 非居住者、非銀行の親会社からの、マレーシア国内事業(Real Sector)に使用する資金の借入れ
 - ② その他非居住者、非銀行である企業、または個人からの合計100万リンギットまでのマレーシア国内にて使用するための資金の借入れ。
- * Loan Stock :本邦でいう転換社債、またはワラント債等、新株予約権を付与した債券。
- (2) 個人の居住者はマレーシア国内での使用のために、非居住者、非銀行である企業、または個人の非居住者からの、合計100万リンギットまでの借入れが可能である。
- * 従前は、非居住者からのリンギット建ての借入れは、中銀による事前許可が必要であった。
 - * 金融資産(為替・株式等)への投機行為は、マレーシア国内事業(Real Sector)に該当しない。

3. マレーシア居住企業、個人から海外企業、非居住者へのリンギット建の貸し出し

- (1) マレーシア居住企業および個人は、「非居住、非銀行である企業」または「個人の非居住者」に対して、マレーシア国内事業(Real Sector)のためのファイナンスについて、金額に制限なくリンギット建てで貸し出すことができる(従前は、1万リンギットまでしか認められなかった)。
- (2) マレーシア国内銀行(Licensed onshore bank)は、「非居住、非銀行である企業」または「個人の非居住者」に対してマレーシア国内事業(Real Sector)のためのファイナンスについて、金額に制限なくリンギット建てで貸し出すことができる(従前は、合計1,000万リンギットまでしか認められていなかった)。
- * マレーシアリンギットの資金決済は従来通り国内決済に限定(海外決済不可)。

(ご参考) マレーシア関連レポート

- ・ AREA Report 143 マレーシア : マレーシア 2007 年度予算案 2007 年 10 月 4 日
- ・ AREA Report 146 マレーシア : ジョーホール南部不動産開発優遇措置 2007 年 11 月 2 日
- ・ AREA Report 149 マレーシア : マレーシア・パキスタンと経済緊密協定 (CEPA) を締結
2007 年 12 月 26 日
- ・ AREA Report 154 マレーシア : サバ州、サラワク州開発計画を発表 2008 年 3 月 3 日
- ・ AREA Report 157 マレーシア : マレーシア総選挙結果 2008 年 3 月 17 日

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村広明

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231793

※本レポートは情報の提供を目的に作成したもので、売買の勧誘(当行が提供する商品・サービスの勧誘)を目的としたものではありません。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。